

糸魚川市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。)第6条に基づき、糸魚川市地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、利用者の利便の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会を設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、糸魚川市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、糸魚川市一の宮一丁目2番5号糸魚川市役所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のため、地域にとって最適な公共交通のあり方を検討し、その取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

(1) 活性化再生法に関すること。

- ① 交通計画の作成及び変更に関すること。
- ② 交通計画の実施に関すること。

(2) 道路運送法に関すること。

- ① 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- ② 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第1項に規定する市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

(3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項に規定する事業等に関すること。

(4) 協議会の運営方法に関すること。

(5) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置くこととし、相互に兼ねることはできないものとする。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 監査員 2人

- 3 会長は、糸魚川市副市長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 5 会長は、副会長及び協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。
- 7 監査員は、協議会の会計監査を行うものとし、その結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については2年とする。ただし、欠員により新たに委員となったものの任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、糸魚川市の交通施策を担当する課に置く。
- 3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の運営)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。
- 4 前項の規定による報告があったときは、欠席する委員の代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決することとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 7 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の決議に代えることができる。この場合において、第2項及び第5項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 協議会は、必要に応じ、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の委員は、第6条各号に掲げる委員その他協議会が必要と認めた者とする。
- 3 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席等)

第12条 協議会及び分科会は、協議に必要があると認められるときは、委員以外の関係者（以下「関係者」という。）に対して会議への出席を依頼し、意見、説明若しくは資料提出を求めることができる。

(経費)

第13条 協議会の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 協議会の委員及び関係者の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更等)

第17条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月13日から施行する。

この規程は、平成28年10月3日から施行する。

この規程は、平成29年4月13日から施行する。

この規程は、令和元年5月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年1月29日から施行する。

この規程は、令和4年5月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この規程は、令和6年6月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この規程は、令和7年6月5日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

区分	委員
活性化再生法 第6条第2項 第1号の委員	糸魚川市 副市長
活性化再生法 第6条第2項 第2号の委員	糸魚川バス株式会社
	頸城自動車株式会社
	株式会社ツカダ運輸
	有限会社早川観光タクシー
	有限会社糸魚川タクシー
	富山県下新川郡朝日町 公共交通担当部署の長
	糸魚川ハイヤー協会
	西日本旅客鉄道株式会社金沢支社
	えちごトキめき鉄道株式会社
	国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所 副所長
	新潟県糸魚川地域振興局地域整備部 維持管理課長
活性化再生法 第6条第2項 第3号の委員	糸魚川警察署 交通課長
	地域公共交通の利用者または市民（能生地域）
	地域公共交通の利用者または市民（糸魚川地域）
	地域公共交通の利用者または市民（青海地域）
	糸魚川市校長会
	糸魚川市老人クラブ連合会
	福祉関係者
	くびき労働組合糸魚川バス部会
	国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部交通企画課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官 （企画調整担当）
	新潟県糸魚川地域振興局 地域振興監
	糸魚川市観光協会
	能生商工会
	糸魚川商工会議所
	青海町商工会